

児童育成協会に対する附帯条件

【実施機関の体制】

- 本部の体制について、マネジメント体制を強化するため、専任の理事を遅くとも令和2年度夏を目途に選任すること。
- 優先的に整備する必要がある新規施設の募集・審査に必要な本部の実施体制を含め、企画、助成、指導・監査などの各部門の事業実施に必要な人材確保の工程案を作成し、次回の点検・評価委員会に報告すること。
- 地域ブロック支所については、遅くとも令和2年度末までに、まずは西日本において支所を開設する整備方針を検討し、報告すること。その際、地域ブロック支所における当面の事務は、整備状況の現地確認や地方自治体との連絡調整とし、地域ブロック支所の審査会については、本部との適切な役割分担の下、効果的・効率的な運営ができるよう、その要否を検討し、方針を報告すること。

【助成事務】

- 新規申請の審査に当たっては、待機児童の状況や地域ニーズを踏まえて行うこと。保育の質の確保、不正受給の防止、資金計画について配慮した審査基準を定め、次回の点検・評価委員会に報告すること。なお、財務面の審査については、基準の策定等に当たって公認会計士等専門家を活用するとともに、不正受給防止の観点から、申請者のコンプライアンス、ガバナンスの体制を審査項目とすること。また、審査に当たって行う申請者に対するヒアリングにおいて、必要に応じコンプライアンス、ガバナンスの体制についてヒアリングを行うこと。
- 年度末の精算については、事業実施者が速やかに完了報告を行うことができるよう、まずは事業実施者に対する周知徹底を図るとともに、引き続き、改善策を検討し、報告すること。
- 事業実施者からの申請等に活用する電子申請システムについては、利便性を確保しつつ、効率的かつ効果的な審査業務を行えるよう、システムを構築することとし、構築に当たっては、あらかじめ具体的な方針を検討し、報告すること。

【指導・監査業務】

- 令和2年度指導・監査については、保育面を中心とした全般的な指導・監査に加え、財務面及び労務面に特化した専門的な指導・監査を実施する旨の提案があったが、以下の点について、それぞれ実施する前に方針を検討し、随時報告すること。
 - * 人員確保の目途を踏まえ、外部への委託の活用も含めた具体的な方針（令和2年度早期に報告）
 - * 財務面及び労務面に特化した専門的な指導・監査について、専門性を有する外部団体へ委託するに当たって、委託先及び委託する指導・監査の内容に関する具体的な方針
 - * 各施設に対する財務面、労務面及び保育面での立入調査の結果を集約し、その評価や対応を実施機関の責任において一元的に行うための方針

【研修の充実】

- 事業実施者の研修を充実させるに当たっては、引き続き保育の質の確保のための研修の強化を図ること。ガバナンスの確保、コンプライアンスなど組織の継続性に関わる研修を実施することとし、それぞれ研修を実施する前に具体的な方針を検討し、随時報告すること。また、研修を実施するに当たっては、事業実施者間の意見交換の場を確保するなど事業実施者間の関係構築を支援すること。
- 実施機関職員の研修については、業務知識の習得に加え、保育所保育指針など保育内容をテーマとした研修、助成金の不正受給事案をテーマとした研修、助成金の使途を監査する観点からの財務監査研修、個人情報管理研修、情報セキュリティ研修などを実施することとし、それぞれ研修を実施する前に具体的な方針を検討し、随時報告すること。

【相談支援】

- 定員充足率の向上を図るため、現在実施している先進的な取組を基に都道府県等へ働きかけるなど、施設と保育ニーズのある企業とのマッチングを実施する地域の拡大に努めること。
- 保育の安定した運営の観点から、巡回指導を開始する前に具体的な方針を検討し、報告すること。

【地方自治体との連携】

- 新規申請の審査において、市区町村等が施設の設置見込みや設置状況を把握できるようにするため、市区町村等に対し、助成申請情報や助成決定情報、開所情報を速やかに提供すること。また、申請者から市区町村等に対し、地域枠を設定する場合における地域の保育ニーズの確認などのための事前相談が行われたことについて、市区町村等への確認を徹底すること。
- 指導・監査において、実施機関、都道府県等それぞれで実施した指導・監査結果の情報を共有し、またその後それぞれで行う指導・監査に有効活用できるよう、都道府県等に対し、立入調査スケジュールや実施機関による指導・監査結果の提供等を徹底すること。

【債権管理・訴訟対応業務】

- 実施機関から事業実施者に対して助成金の返還を求める事案について、債権管理や助成金返還に係る訴訟等を行うことにより、返還に向けた必要な措置を講ずること。その際、必要に応じ弁護士を活用するものとするが、弁護士の所在する地域や経験に偏りがないよう配慮すること。
- 不正受給事案が発生した場合には、その原因を検証し、再発防止策を検討し、随時報告すること。

【情報公開等業務】

- 内閣府への定量的な事業報告、情報公開業務については、情報管理の徹底を前提としつつ、データ抽出を迅速かつ柔軟に行えるシステムを構築することとし、構築に当たっては具体的な方針を検討し、報告すること。

- 実施機関による指導・監査結果や各施設の定員充足状況等の公表について具体的な方針を検討し、報告すること。

※ この附帯条件において使用する用語は、企業主導型保育事業費補助金（間接補助金）に係る補助事業者（実施機関）の公募について（令和元年10月1日内閣府子ども・子育て本部決定）及び企業主導型保育助成事業実施機関選定要領（令和元年11月26日企業主導型保育事業点検・評価委員会決定）において使用する用語の例による。